

都営住宅の使用承継制度の運用について

このたび、都営住宅の使用承継制度について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 趣 旨

都営住宅の使用承継については、平成 18 年 8 月に、従来の承継者から一親等を除き、原則として配偶者のみに限定した（1 年間の周知期間後、実施）が、高齢者、障害者等、特別の事情により必要が認められる場合、例外として三親等内まで承継を許可している。

このたび、高齢者等により一層配慮し、この特別の事情について一部変更することとする。

2 特別の事情により承継が許可される場合

区 分	現 行	変 更 後
高齢者 (承継者が 60 歳以上であるとき)	同居者はいずれも 60 歳以上又は 18 歳未満であるとき	同居者の年齢を問わない。 ただし、18 歳以上 60 歳未満の同居者がいる場合、世帯の収入が入居収入基準以下であるとき
障害者 (承継者又は同居者が次のいずれかに該当するとき)		
知的障害者(愛の手帳)	1, 2 度	1 ~ 4 度
精神障害者保健福祉手帳	1 級	1 ~ 3 級
身体障害者手帳	1, 2 級	1 ~ 3 級

なお、病弱者について、医師の診断書を踏まえ判断する場合、都立病院又は東京都保健医療公社病院の医師の診断書を踏まえることとする。

3 施行時期と経過措置

施行は平成 20 年 4 月 1 日からとする。

ただし、平成 19 年 8 月 25 日の現行制度の施行日以降に承継の事由が発生した居住者については、経過措置として変更後の取扱いを適用する。

4 その他

経過措置の適用対象者に対して個別に連絡するとともに、居住者には広報紙、ポスター等で周知する。

【問い合わせ先】

都市整備局都営住宅経営部

副参事(管理制度担当) 越

内線 31-523, 510

直通 03-5320-5022